

令和6年 第3回

令和6年3月1日

福岡市中央区選挙管理委員会

議 題

議案第4号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第5号 選挙人名簿に登録する者について（3月定時登録）

その他

○勉強会 不在者投票制度②について

次回開催日 令和6年4月19日（金）10：00～

区長応接室

次々回開催日 令和6年5月17日（金）10：00～

区長応接室

議案第4号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年3月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

1	抹消する者の数	739人
	内訳	
	死亡者	61人
	国籍喪失者	0人
	市外転出者	678人
	登録移転者	0人
	誤載者	0人
	一般誤載者	0人
	重複登録者	0人
	住民票職権消除者	0人
	判決の確定による者	0人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和6年3月1日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	市外 転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	25	317	0	0	342
女	36	361	0	0	397
計	61	678	0	0	739

議案第5号

選挙人名簿に登録する者について(3月定時登録)

令和6年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年3月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- 1 登録する者の数 2,198人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和6年3月1日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
1,120	1,078	2,198

(根拠)公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調(令和6年3月1日現在)

男女別		男	女	計
区分				
令和5年12月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		73,952	95,666	169,618
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため	194	208	402
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため	900	995	1,895
	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため	0	1	1
	(ニ) 誤載のため	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)	1,094	1,204	2,298
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		499	643	1,142
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		640	774	1,414
今回(令和6年3月1日) 追加登録者数 (h)		1,120	1,078	2,198
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+f)-(e+g)+(h)		73,837	95,409	169,246
備 考				

在外選挙人名簿登録者数調(令和6年3月1日現在)

男女別		男	女	計
区分				
令和5年12月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		53	93	146
(a)以後の抹消者数 (b)		0	0	0
(a)以後の追加登録者数 (c)		0	1	1
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)		53	94	147
備 考				

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,954	4,619	8,573
2	春吉第二	2,769	3,382	6,151
3	警固第一	3,301	4,880	8,181
4	警固第二	3,091	4,167	7,258
5	大名	1,279	1,643	2,922
6	赤坂	3,887	5,139	9,026
7	舞鶴	3,809	4,439	8,248
8	箕子第一	3,668	4,535	8,203
9	箕子第二	1,641	2,252	3,893
10	当仁第一	3,703	4,742	8,445
11	当仁第二	2,228	2,938	5,166
12	南当仁第一	2,920	3,614	6,534
13	南当仁第二	2,794	3,273	6,067
14	南当仁第三	1,770	2,122	3,892
15	高宮	4,557	6,440	10,997
16	一本木	3,370	4,784	8,154
17	平尾	2,836	3,543	6,379
18	草ヶ江	3,039	4,145	7,184
19	小笹	1,710	2,090	3,800
20	梅光園	1,510	1,972	3,482
21	福浜	1,605	2,389	3,994
22	小笹南	3,899	4,682	8,581
23	笹丘	3,190	3,786	6,976
24	薬院	4,239	5,941	10,180
25	六本松	3,068	3,892	6,960
	合計	73,837	95,409	169,246

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	5年3月 (A)	5年6月	5年9月	5年12月	6年3月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,493	8,513	8,619	8,586	8,573	80
2	春吉第二	5,969	5,976	6,130	6,182	6,151	182
3	警固第一	8,175	8,211	8,237	8,199	8,181	6
4	警固第二	7,238	7,202	7,250	7,314	7,258	20
5	大名	2,980	2,978	2,966	2,944	2,922	▲ 58
6	赤坂	8,908	8,930	8,973	9,013	9,026	118
7	舞鶴	8,311	8,239	8,295	8,263	8,248	▲ 63
8	箕子第一	8,256	8,294	8,292	8,274	8,203	▲ 53
9	箕子第二	3,880	3,872	3,941	3,926	3,893	13
10	当仁第一	8,479	8,411	8,439	8,422	8,445	▲ 34
11	当仁第二	5,027	5,016	5,131	5,174	5,166	139
12	南当仁第一	6,557	6,592	6,589	6,570	6,534	▲ 23
13	南当仁第二	6,035	6,019	6,046	6,048	6,067	32
14	南当仁第三	3,898	3,876	3,949	3,932	3,892	▲ 6
15	高宮	10,671	10,767	10,914	11,008	10,997	326
16	一本木	8,117	8,151	8,201	8,161	8,154	37
17	平尾	6,374	6,387	6,387	6,366	6,379	5
18	草ヶ江	7,139	7,166	7,172	7,192	7,184	45
19	小笹	3,818	3,826	3,807	3,801	3,800	▲ 18
20	梅光園	3,484	3,469	3,496	3,481	3,482	▲ 2
21	福浜	4,063	4,052	4,033	4,017	3,994	▲ 69
22	小笹南	8,647	8,573	8,652	8,603	8,581	▲ 66
23	笹丘	6,848	6,961	7,032	7,017	6,976	128
24	薬院	9,863	9,946	10,116	10,133	10,180	317
25	六本松	6,953	7,002	7,004	6,992	6,960	7
	合計	168,183	168,429	169,671	169,618	169,246	1,063